神和台

63・3・20
第 25 号

「覚書」、「寄付金」に関する交渉経過報告と提案書

昭和63年3月5日
神和台自治会役員会

神和台自治会（以下自治会）と積水ハウス株式会社（以下積水）との間で締結された団地維持管理に関する「覚書」の取扱いについては、既にご承知の通り昨年7月26日の臨時総会において一旦白紙に戻すよう再交渉する旨、決議されました。

これを受けて自治会役員会では、団地住民にとって将来に禍根を残さない最良の方法での解決をめざし、約半年の長きにわたって積水との交渉を重ねてまいりました。

その間、南斜面地の神戸市移管が決まる等の状況変化があり、紆余曲折をへた結果、この度2月27日の交渉において自治会役員会と積水の両者間で一応の収拾の線を見出すに至りましたので、本広報紙をもってご報告致します。

以下の文書は、その経緯を記載した交渉経過報告、並びに次回総会に向けての提案書、また資料としての自治会より積水への「申し入れ書」積水よりの「回答書」の全文であります。

尚、本件につきましては、左記の日程で説明会の開催を予定致しておりますので、是非ともご出席の上、質問、意見等ご発言下さいますようお願い申し上げます。

説明会日時　3月27日(日)
AM十時～十二時
場　所　神和台自治会集会所
（当日は、本広報紙をご持参下さい。）

交渉経過報告書

この度の「覚書」をめぐる一連の交渉経過について、自治会役員会よりご報告致します。

役員会では昨年度臨時総会の決議に基づき、62年8月28日積水ハウスに対し「覚書」白紙撤回の「申し入れ書」を提出致しました。

この「申し入れ書」に対し、同年9月30日集会所増築費を含む「寄付金総額」を返済すれば白紙撤回に応じる旨の「回答」が積水ハウスよりありましたが、自治会役員会ではこの「回答」を不満とし、同年10月31日積水ハウスに対し役員会見解を記載した「申し入れ書」を再度提出致しました。

役員会では、腰着した交渉を打開するため積水ハウスとの話合いの場を持ち問題点を煮詰めた結果、63年1月11日に積水ハウスに対し「集会所増築費の返済に関する申し入れ書」を提出致しました。

この「申し入れ書」提出直後の同年1月18日、積水ハウスより神和台南斜面地の神戸市移管が内定した旨の連絡がありました。

当初は長期化するものと考えていた南斜面地の神戸市への移管が本年度内に実現する運びとなった訳であります。

このことについては、「覚書」の白紙撤回をも辞さないという自治会の強い姿勢が積水ハウスの移管促進への動きに拍車をかけたものと考え自治会活動の具体的な成果の現れであると評価致しております。

これにより、「覚書」白紙撤回の第一の理由である南斜面地の草刈費用の発生については、西側の一部斜面地を残し事実上消滅する事になりました。

従って、「覚書」の白紙撤回を前提とした集会所増築費七五〇万円の返済に関する自治会の63年1月11日付「申し入れ書」の根拠そのものが既に成り立たなくなってしまった訳であります。

将来起こりうる可能性がある団地維持管理上の問題について、自治会としての責任を皆無にするには「覚書」を白紙撤回する事が最も確実な方法ではありますが、上記の理由により現実の問題としては白紙撤回した場合、負債として残った集会所増築費七五〇万円の返済について有効な解決策が無いため、結果的には積水ハウスに対して再度寄付金の要請を出すか、自治会としてのローンを組むか、或は会員から臨時カンパの支出をお願いするしか方法がなく、何れを選択しても自治会としての社会的責任を問われる事になりかねません。

「覚書」白紙撤回の第二の理由である団地維持管理範囲の問題については、当初我々が危惧していた天災による斜面地の崩壊や河川に堆積した土砂の処理、あるいは団地に隣接する一部私有地の管理責任問題についても、2月20日の積水ハウスとの交渉において「覚書」の団地維持管理範囲外の事項であることが確認され、同時に企業としての責任は今後も引続き果たして行く旨の意志表示も得られました。

又、神和台自治会が積水ハウスとの「覚書」に基づき管理の責任を負う団地維持管理業務で、現時点で具体的に考えられるものは以下の範囲であることも合わせて確認致しました。

(1) 南斜面地残存地の除草
(2) 自治会集会所の管理
(3) 団地内ゴミステーションの管理
(4) 団地内カーブミラーの管理
(5) 掲示板等、備品の管理

その結果、役員会としては問題解決の糸口は見い出せたものと判断し、後述の収拾提案を会員の皆様に提案する次第であります。

役員会では、南斜面地神戸市移管の早期実現に積極的に動いた積水ハウスの努力を認める一方、自治会としてもこの先団地維持管理上の問題が発生した場合には積水ハウスとの協議を抜きにしての問題解決は難しいと考え、両者間の関係をこれ以上こじらせない方法での収拾を望んでおりました。

南斜面地の神戸市移管に伴う約三三〇万円の費用負担については役員会の中でも一部に反対意見があり、又積水ハウスとの交渉でも一時紛糾する場面も見られましたが、最終的には積水ハウスより受領済の寄付金の中から支払ってでも収拾する方が、自治会にとって有益であると判断致しました。

「覚書」の白紙撤回を決定した背景は当時と異なり、今では南斜面地の神戸市移管が現実化し、当初我々が危惧していた年間一五〇万円にもおよぶ草刈費用支出の心配は一部残存地の処理を除いて既に消え去っております。又、現在の所これ以外に定期的支払いを要する団地維持管理費用の発生も考えられません。

つまり、現状の環境を維持するだけであれば、この度の寄付金は移管費用支払い後、殆ど手付かずの状態で残すことができる訳であります。

自治会としてはこの機会に寄付金を有効に活用し、財政面でのゆとりを持って来たるべき将来の集会所補修費等の支出に備えることを、長期的に重要な課題として考慮致しております。

上記の経過報告をご理解戴き、以下の「提案書」にご賛同下さいますよう、切にお願い申し上げる次第であります。

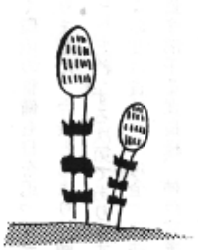

比　較　表

昭和６３年３月６日

対象		'８７／７　時点	'８８／２末　現在	備考
南斜面地	①	○移管の目処　不明。	○'８８／３末移管見込み。 但し、階段西側縦側溝より西側は移管不可。	○移管時の必要費用３３０万円（見込み）の負担は自治会。
	②	○除草（２回／年）費用は年間１５０万円であり、約１０年で維持管理費が尽きる。	○残存地（１／７程度）の除草。	○除草方法（除草の必要性を含め）検討の必要あり。
	⑤	○ガケ崩れ等の災害の補修費用はセキスイが負担。	○同左。	
南斜面地以外	④	○南斜面地以外のセキスイ名義の土地　不明。	○セキスイより地図入手。	
	⑥	○セキスイは上記土地の維持管理に関し、将来に何が発生するか予測は無理とし、もし問題が発生すれば自治会と話し合い、自治会のとり得る責任範囲内で解決したいと言っているが、ガケ崩れ等が発生した場合、自治会の責任にされる不安がある。	①セキスイ名義の土地は、現状有姿を望んでいるため、将来、環境美化の問題を自治会より持ち出した場合には自治会自身で対応。 ②セキスイ所有地のガケ崩れ等の災害に対してはセキスイが対応。	○セキスイ所有の調整池および付帯設備の維持管理はセキスイが行う。
	⑧	○団地隣接地域の他人名義施設（斜面等）に関してガケ崩れ等のトラブルが発生した場合、自治会側にどのような責任があるのか不明。	○覚書の中の維持管理業務の対象外であり、自治会活動の一環として対応すべきである。	○セキスイと隣接地域施設所有者との間に左記施設について特別の維持管理契約は存在しない事を確認済。
	⑦	○上記以外の具体的な維持管理項目　不明。	○ゴミステーション、カーブミラーのメインテナンス。	①道路、街灯は市、側溝は市及び県が維持管理している。 ②ゴミステーションの土地、集会所の土地及び建物は自治会名義である。 ③自治会は、ゴミステーションの清掃、集会所、掲示板等の維持管理を行っている。

提案書の提出について

以上の経緯を踏まえた結果、役員会では昨年の臨時総会で決議された「覚書」の白紙撤回、並びに寄付金の返却については再考が必要と判断し、63年度定期総会に以下の議題を提出する旨提案致します。

提案書

一、62年度臨時総会での「覚書」白紙撤回決議の撤回を提案する。

二、南斜面地の神戸市への移管に伴う費用（見積額三二〇万円）は、寄付金として受領した一五、六三三千円の中から支出し、残高は特別会計として計上、管理する。

〈資　料〉

積水ハウス株式会社
代表取締役　田鍋健殿

昭和63年8月28日
神和台自治会
会長　森下高行

貴社との「覚書」の取扱いに関する申し入れ書

神和台団地発展の為、平素より何かとご協力を賜わり誠に有難うございます。

御陰を持ちまして神和台団地も入居が始まって以来既に十年の歳月が流れ、団地を取り巻く環境の整備も日を追って充実してまいりました。今後ともより一層のご協力を切にお願いする次第であります。

さて、この度は貴社「寄付金」の件に関し、不動産部千葉課長様、神戸営業所松吉課長様のご両氏には多大なるご尽力を戴き、誠に有難うございました。

既にお聞き及びの事とは存じますが、神和台自治会ではこの度の「寄付金」の取扱いをめぐり、去る7月26日に臨時総会を開き、団地住民の総意を確認致しました。

その結果は後述のごとく「覚書」を一旦白紙の状態に戻し、自治会が受領した団地維持管理費としての「寄付金」については返却すべきとの結論に至った次第であります。

白紙の状態に戻すという結論は、大きく分けて次の二点の理由によるものであります。

一、「覚書」の中にある『団地維持管理業務』の内容が不明確であり神和台自治会の管理責任範囲が現時点においてすら不明瞭であるのみならず、将来拡大解釈される恐れがあり、会員の納得できるものではない。

二、『団地維持管理費』として受領した一五、六三三千円の金額では、団地内南斜面地除草の維持管理を長期的に考えた場合、財政的に無理がある。

以上二点の理由により、臨時総会の場で「寄付金」の件については白紙に戻すべきとの声が多数を占めた訳ですが、これは「寄付金」そのものに対する自治会内部での広報不足と同時に、貴社の「覚書」提示時期にも重大な問題があったも

のと思われます。

つまり、貴社、自治会双方で「寄付金」に関する具体的な話合いをする初期の段階で本来提示されるべき「覚書」が、「寄付金」の受領を前提とした自治会集会所の増築工事がほぼ完了した時期に提示されたという事実であります。

「寄付金」問題の取り組みで自治会内部に大きな混乱を生じたのは、正にこの「覚書」提示時期の遅れに起因するものであります。

このような経緯から神和台自治会としましては、これ以上の無用な混乱を避けるべく、既に締結済の「覚書」を白紙に戻して戴きたい旨、貴社に申し入れ致します。

一旦締結した「覚書」を白紙に戻す事については誠に心苦しい限りではありますが、上記の主旨と住民の意志を十分にご配慮の上、ご検討下さいますよう、切にお願い申し上げます。

尚、「覚書」にある団地維持管理費として自治会が既に受領しております一五、六三三千円については、白紙撤回をご了解戴いた時点で速に返却致します。

又、自治会集会所増築費として「寄付金」より充当した七五〇万円の取り扱いにつきましては、「覚書」とは別途に協議したいと考えておりますので、後日自治会としての見解を取り纏め、文書で提出致します。

上記の件、宜しくご配慮の上、ご回答下さいますようお願い申し上げます。

神和台自治会
会長　森下高行殿

昭和62年9月30日
大阪市北区中之島6－2－27
積水ハウス株式会社
代表取締役　田鍋健

「覚書」の取り扱いに関する回答書

貴自治会におかれましては、神和台団地の街づくりに関しまして平素より格別の御協力を賜り誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、首件に関して、昭和62年8月28日付け貴自治会よりお申し出のありました、昭和62年4月27日付締結した「覚書」の取り扱いに関しまして、以下の通り回答致します。

記

一、当該「覚書」の弊社よりの提示時期の問題につきましては、貴自治会との以前からの話し合いに基づき最終的に合意した事項を後日の証のため書面化したものが当該「覚書」であり、提示時期の遅延のため貴自治会に混乱が生じたとは存じ得ません。

二、弊社「寄付金」につきまして、「団地維持管理費」とは別途に協議されたいとの御意向でありますが、名目の如何に拘らず貴自治会との合意により寄付した金銭総額が「寄付金」であり、当団地の維持管理業務を継承するがために総額二三、一三三千円を寄付させて頂いて頂いたことにつきましては何等問題は生じ得ないものと存じます。

したがって当該「覚書」の白紙撤回に至った場合には、それと同時に当該金銭総額を御返却頂きたく存じます。

三、団地住民の総意という弊社の解釈のもとで、貴自治会との合意のうえ当該「覚書」を締結したにも拘らず、今般のお申し出がありましたことは誠に遺憾に存じます。しかしながら、その原因が「団地維持管理業務」の不明瞭さ及び当該業務に関する財政面からであることは納得できるものであり、「覚書」の白紙撤回は止むを得ないと判断致し、寄付金総額を御返却頂ければ当該白紙撤回に応じる所存であります。

尚、貴自治会の集会所増築に関しましては、当該「覚書」及び「寄付金」とはその性格を異にするものであり、増築費用の支払いにつきましては、後日弊社神戸営業所と御協議賜りたく念のため申し添えます。

以上

積水ハウス株式会社
代表取締役　田鍋健殿

昭和62年10月31日
神和台自治会
会長　森下高行

「覚書」の取扱いに関する申し入れ書（二）

先般はご多忙中にも拘らず神和台自治会の申し入れ書にご回答戴き、有難うございました。

貴社の回答書に関し、当自治会にて検討した結果について以下の通りご報告致します。

神和台自治会では、この度の「覚書」は団地維持管理業務の扱いに関する取り決めと、それに伴う費用一五、六三三千円の受渡しについての「覚書」であり、「寄付金」二三、一三三千円の授受について取り交わされたものでは無いと理解しております。

事実「覚書」には、本文上の金額と「寄付金」二三、一三三千円との差異金額七五〇万円が「覚書」締結の有無によって何等かの制約を受けるとは記載されておりません。

従って、貴社の文中にある『名目の如何に拘らず貴自治会との合意により寄付した金銭総額が「寄付金」であり、当団地の維持管理業務を継承するがために総額二三、一三三千円を寄付させて頂いた……』との表現は、「覚書」の表現とも少しずれがあるように思えます。

しかしながら、この「覚書」が神和台自治会集会所増築に関する自治会側の寄付要請を受けた貴社の誠意の中から発生したと言う事実経緯から、本件の取扱いについては貴社、自治会の双方による良識ある話し合いにおいて、必ずや解決の方向を見出せるものと確信致しております。

つきましては、文書のやりとりだけでは何かと原則論に終始し、問題解決の糸口をつかむ本音の部分が見出しにくい為、早期に話し合いの場を持ち収拾の道を探りたいと考えますが、如何がでしょうか。

年の瀬を間近に控え、貴社におかれましても益々多忙な時期とは存じますが、趣旨をご理解の上ご協力賜わりますようお願い申し上げます。

尚、話し合いの日時、場所等につきましては、貴社神戸営業所の松吉課長殿と協議の上、決定致したく存じます。

上記の話し合いについて、貴社の見解を11月20日迄にご回答願いたく重ねてお願い申し上げます。

積水ハウス株式会社
代表取締役　田鍋健殿

昭和63年1月11日
神和台自治会
会長　森下高行

「覚書」、並びに神和台自治会集会所増築工事費用の返済について

先日は年末の多忙な時期にも拘らず、神和台自治会の為に貴重な時間を戴き、誠に有難うございました。

当日、貴社と自治会の間で協議された内容につきましては、後日当方役員会の場で報告し、慎重且つ十分なる検討を行ないました。

以下にその結果の要旨を報告すると共に、集会所増築費として貴社より受領した寄付金七五〇万円の取扱いに関する「申し入れ書」を新たに提出致しますので、宜しくご検討下さいますようお願い申し上げます。

【役員会の検討結果要旨】

▼「覚書」の件

※「覚書」の条文を見直し、再度貴社との話し合いを持つことも検討したが、現時点では自治会員の多数の納得が得られる代案の作成は困難であり、今回の白紙撤回については已むを得ないと考える。

※神和台自治会としては、団地内の環境整備をはじめ団地の維持管理に今後とも努力する。但し、このことは自治会独自の努力では到底解決できないような環境問題等が発生した場合の処置について、貴社と事前に別途協議の上決定することを妨げるものではない。

※貴社との協議内容については全自治会員に十分説明し、以後同様の問題が生じないよう、役員会にて議事録を作成し、申し送りをする。

▼「寄付金」の件

※現在の自治会代表者の個人名義で返済ローンを組むと、将来に問題が生じた場合解決が困難になり、好ましくない。

※自治会の年会費は約二〇〇万円であり、MAX五〇万円／年の返済も検討したが、この先一〇年以上もの長期にわたって負債を負い続けることは、後々の自治会活動に大きな不安を残すことになり、賢明な策とは言えない。

※自治会員より臨時のカンパを徴収する方法については、先の臨時総会の場ではっきりと否定しており、今再びこれを持ち出すことは無用な混乱を新たに引き起こすことになる。

※自治会としては上記の問題点を検討の結果、別紙の通り集会所増築費七五〇万円の返済に関する「申し入れ書」を新たに作成、提出することを決定した。

積水ハウス株式会社
代表取締役　田鍋健殿

昭和63年1月11日
神和台自治会
会長　森下高行

神和台自治会集会所増築工事費用の支払いに関する申し入れ書

神和台自治会は、貴社より受領した増築工事に伴う寄付金七五〇万円の返済方法について、以下の通り申し入れ致します。

一、神和台自治会は、昭和62年度自治会資産の累積剰余金一〇〇万円を、上記金額の一部として昭和63年3月末に積水ハウス株式会社に返済する。

二、従来年に二回貴社に要望していた神和台南斜面地の除草を63年度より年一回に減らし、除草に要する費用を年間約75万円縮小する。
　業者による除草を縮小した分については、自治会が実施する。

三、上記の二にて軽減した年間75万円は、寄付金の返済に充当するものとし、62年度より9年間、昭和71年度迄実施する。

ご多忙な時節柄誠に恐縮ではありますが、上記の「申し入れ書」に対する回答を1月20日迄に戴きたく存じますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

自治会活動報告

十二月二十日(日)　第十四回役員会
六十三年一月九日(土)　第十五回役員会
一月二十一日(木)　第十六回役員会
一月三十日(土)　第十七回役員会
二月六日(土)　第十八回役員会
二月二十七日(土)　第十九回役員会
三月五日(土)　第二十回役員会

管理部

神和台集会所の二階部分が増築されて、一年が経ちました。

冷暖房完備の皆様の集会所として、生まれかわりつつあります。学生さん、奥さまの趣味、勉強、反省会、送別会……等の集まり、教室として、ご使用、ご活用されることを願っています。

今、集会所では、次の様な集会、教室が開かれています。

書道教室	毎週(月)	15時～17時
神和台老人クラブ	毎週(木)	10時～17時
生花教室	第一・第三(木)	18時～20時
神和台文庫	毎週(土)	14時～16時
体操クラブ	毎週(土)	10時～11時半

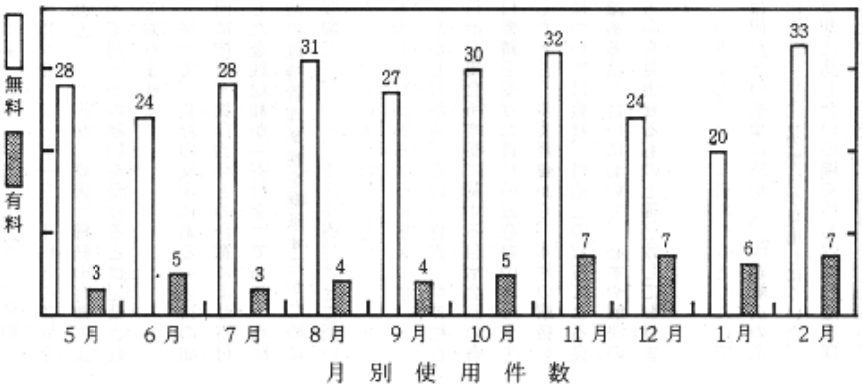

月別使用件数

防災部

「防犯に注意を！」

閑静な環境の神和台団地ですが、ドロボー、車上ねらい等ひんぱんに発生しております。戸締り、不審者などに気をつけましょう。

「街灯が神戸市へ移管されました」

街灯の故障、球切れなどがある時は、次の要領で修理を要請して下さい。

一、連絡先
　神戸市垂水区土木事務所　管理係
　電話　七〇七―〇二三四

二、蛍光灯は付属の番号を、水銀灯（道路、公園内）は概略の場所を言って下さい。

「看板の作りかえ」

集会所近くの「子供飛び出し注意」の看板を作りかえました。また神和台バス停近くにも交通安全の看板を設けました。交通事故に会わないよう注意しましょう。

「防火訓練」

去る昭和六二年十二月六日、東公園において垂水消防署、名谷消防分団の方々も参加され防火訓練を行ないました。約四〇名の方が家庭用消火器の使い方を実際に体験されました。また同時に消火器の詰替え、新規購入のあっせんのほか、集会所で防火に関する映画会を行ないました。

「年末警戒パトロール」

去る昭和六二年十二月二七日から三一日の間、年末警戒パトロールを行ないました。

環境部よりお願い

『二月より、荒ゴミ収集日が変わります。間違わないよう気をつけて下さい』

荒ゴミ収集日は、毎月第三木曜日です。うっかり間違いますとそのまま放置される事になり、ご近所の迷惑になるだけでなく危険ですので、ルールを守るようお願いいたします。

〈最近の苦情の一例〉

①荒ゴミとしてバイクが、廃棄されている。

②犬などのペットのフンが、捨てられている。

③収集日でないのに、荒ゴミが出されている。

などありました。自治会役員等で処理していますが、ご注意下さい。

〈市で収集されないゴミとは〉

①引越しゴミ等一時多量ゴミ。

②バイク・オートバイ・自動車・ピアノ等の収集運搬が困難なゴミ。

③ガスボンベ・ガソリン・灯油等の危険物。

④家屋の修繕や庭の手入れ等で出た業者請負ゴミ。

などです。

〈捨てるのに困った場合は〉

①燃えるもので、個人で搬入可能なゴミは「落合クリーンセンター（℡七九二―三八二四）」へ相談して下さい。

②一般廃棄物については処理業者に依頼して下さい。業者についての問い合せは「環境共栄事業協同組合（℡二二一―四四一八）」へ相談して下さい。

『神戸西バイパス等計画路線概要』

すでに新聞などでご承知と思いますが、神戸西バイパス等の路線計画が進んでおります。神和台自治会としても、63年度以降の課題として取り組む予定です。皆様の、ご理解と、ご協力の程をお願い申し上げます。

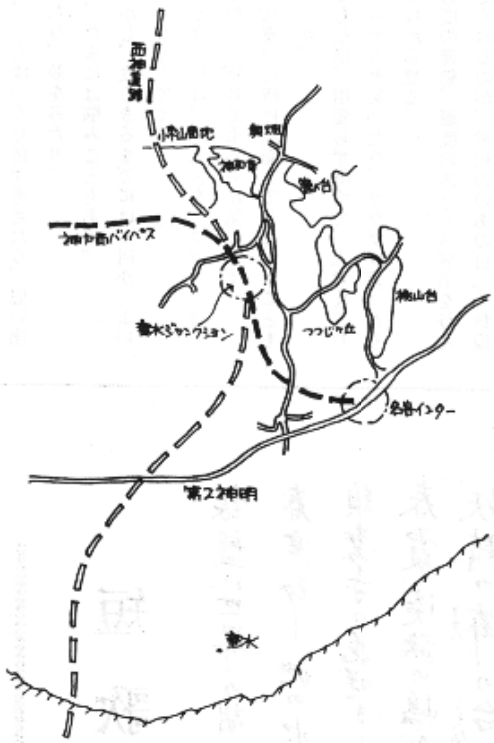

老人クラブ

庭の草花の芽にも春の息吹を感じる頃となりました。

私達神和台老人クラブも昭和五十五年十一月発足以来早や七年余を経過致しました。

現在男性三十二名女性五十一名の会員でございます。

設立以来神和台自治会の皆様には何かとお世話になりましたこと厚く御礼申し上げます。当初は老人いこいの家の建設を希望していましたが、果たしきれないまま現在に至りましたが、自治会の御厚意によりまして自治会集会所を使用させて頂いております。

毎水曜日には、誕生会はじめ、詩吟、俳画、生花、又最近はカラオケ等のクラブ活動を行い、北公園に於て火・木・土の日にはゲートボールを楽しんでいます。そして外部老人クラブとの対抗試合にも参加しています。

神和台地域美化運動の一環として公園及び周辺の除草清掃を有志の方により実施しています。

又見聞を広げ社会勉強ともなるよう講演会の出席及び年二、三回の旅行をしています。

当クラブの主旨としては、会員各自が健康に留意して常に会員相互の親睦をはかり、地域の方々の御迷惑にならぬように、そして皆様方から可愛がって頂ける老人クラブでありたいと念願しております。

どうぞ今後共よろしく暖かい御指導と御支援を頂きますようお願い申し上げます。

尚当クラブに入会御希望の方は左記へお申込み下さい。会費一ケ月一〇〇円。

一丁目14―7　柳瀬　791―二九七一
二丁目8―8　岩佐　792―六一一〇
三丁目10―16　薮野　792―四四七〇

子供会

四月に六十二年度役員十二名が何もわからないままにスタートしました。どうなることかと不安で一杯でしたが、子供達の思い出に残るような行事が一つでも多く出来たらという願いと、神和台子供会として、今までにない活動が出来たらという二つの思いを抱いて取組みました。

八月

オリエンテーリング、合宿、肝だめし

オリエンテーリングの専門家にお世話になり、本格的なものにして、総合運動公園で思いっきり楽しみました。合宿、肝だめしは五・六年のみの参加ですが、去年に引き続き子供達が楽しみにしている行事ですので、これからも子供会の行事の一つとして定着すればよいのにと思っています。

十月

区子連のカーニバル垂水っ子25垂水の多目的広場まで出掛け、他の子供会の人達と共に楽しみました。運動会・魚釣り大会共に種目別で多数の優勝をさらい、区子連で神和台の名を強く印象づけました。

十二月

火の用心の夜まわり

寒い中、思いがけず多数の参加者で、少々うるさすぎる程、賑やかに行われ、子供達の元気な声に昔をなつかしく思い出された方も多かった様です。

三月

六年生送別マラソン大会、パン食い競争、神和台の中を頑張って走りました。他にチアガール、交通安全、サブリーダー等も活発に活動しました。以上が今年度の主な行事でした。反省材料は色々有りますが、限りある予算の中で役員一同が持ち味を発揮し、楽しく頑張ってこられたことにとても満足しています。一年間有難うございました。

文庫だより

皆さん！　この神和台に〝文庫〟があるのを御存じですか。

えっ、ご存じない人がいらっしゃるんですか。では、神和台文庫についてお話ししましょう。

昭和五十五年五月に、集会所の下の会議室で産声をあげました。もう八才になります。今では北須磨にも図書館ができていますが、その頃は近辺に何もなく、子供達に少しでも良い本に接してほしいと願い、皆様の寄贈本や自治会の援助により開設されました。今、厚生部に所属し、予算をいただき、子供の本は絵本や読み本等約千五、六百冊そろい充実してきました。又中央図書館にもお願いして二カ月ごとに三百冊お借りしています。

ボランティアのお母さん方は、お陰様で次々と参加して下さり、常に二十五、六人いて下さいます。皆子供達の元気な笑顔に励まされて頑張ってきました。大人の本も置いていますので、ぜひのぞいてみて下さい。この間入れ替えし、新しい本が入りました。開館しているのは、毎週土曜日午後二時～四時までです。近頃の子供の本は、大人が読んでもおもしろいのがたくさんあります。一度お子様といっしょにいらして下さい。お待ちしています。文庫では本の貸し出し以外に、お話し会や、人形劇や、講演会等しています。去年の暮れにはクリスマス会を催し、子供達が百三十人くらいも集まり、とても楽しくすごしました。これからも楽しく、暖かい雰囲気を大切にしていきたいと思っています。

〝神和台文庫〟をどうぞよろしく――

随想

〝思えば楽し〟

階段の上には、ハンサムな男性が、タキシード姿で私を待っている。

パーティに出かけるため私は、最高のお洒落をして、にっこり笑って、ロールス・ロイスに乗る。

そんな夢みないなことを考えながら、一人ニヤニヤしながら、階段を一段々々登る。

雨の日、上は湖、琵琶湖か、白樺湖か、阿寒湖でもいい。温泉につかりながら、眺めた静かな美しい湖を思い出しながら。

今度の旅行は、誰が来るかしら、三十年振りの同窓会の飛騨高山への旅が近づき

この頃は、専ら中学生の頃を思い出しながら、あの人に会ったら　何を話そうとか、あの人にも会いたいけど、来るかな、一人ゆっくり色々考えたり、思い出したり、夢をみたり。

又、たまには悩みごともある。

しかし、登りきるまでには、何か　よい考えが浮んでくる。

腹の立つ日は、一人言を　ブツブツ言いながら、降りて来る人に気づかず、すれ違った時に赤面してしまったこともあった。

でも私は、相変らず階段で一人考えたりニヤニヤ笑ったり、ブツブツ言ったりしながら登る。

適度の運動、適度のストレス解消を与えてくれるのが、神和台のあの百二十数段の階段なのである。

I・M子

短歌

編集後記

〝神和台〟二十五号をお届けします。

今回は、一年間検討を重ねました「覚書」について、皆様に経過をご理解頂く為の資料を載せましたので、三枚にわたっておりますが、どうぞ、お目を通して頂きたいと思います。

広報も手づくりに挑戦してみましたが、読み易さ、文章の量などから、タイプ印刷に戻しました。難しい紙面に暖かさを、と、投稿の随想、短歌も寄せて頂き有難うございます。

尚、住所標示板の書き換えが済みました。一度御確認下さい。

広報部

アーモンドプラマンジェいちごソース添え

■ 材　料（プリン型４人分）

アーモンド粉50ｇ・ミルク１１／４Cap・砂糖60ｇ

生クリーム１／２Cap強・粉ゼラチン大１・水大３・いちご６粒

＜いちごソース＞

いちご 200ｇ・砂糖大３・キルシュ大２

■ 準　備

⑴粉ゼラチンは水にふりこんでふやかしておく

⑵いちごは洗ってヘタをとり、そのうち６粒は適当な大きさに切る

⑶プリン型の内側を水でぬらしておく

■ 作り方

①ボールにミルクを入れ、アーモンド粉を入れて火にかける

②①が沸騰したら、そのまま中火で約５分煮て火からおろしこし器でこす。

③②が熱いうちにふやかしたゼラチンと砂糖を入れてよく溶かし、ボールの底を冷やしながら木べらで静かにまぜる

④生クリームはしっかり泡だて、とろみのついた③にまぜ入れ、切っておいたいちごを加えて均一になる様にまぜる

⑤④を型に入れ、冷蔵庫で冷やし固める

⑥いちごソースは、いちごをミキサーか裏ごしをし、砂糖とキルッシュを加えてまぜる

⑦⑤の冷えて固まったプラマンジェを型ごとさっと湯につけて器にふせてあけ、⑥のソースをかける